

2015年3月4日

東京都知事 舛添要一 様

人権ネットワーク・東京

代表 八柳卓史

指針素案」策定にあたっての要望書

日夜の差別撤廃、人権確立にむけた取り組みに敬意を表します。

2015年2月10日、東京都人権施策推進指針に関する有識者懇談会から「東京都の今後の人権施策のあり方について」の提言が発表され、今後、東京都は「本提言を踏まえ、今年度中に指針の素案を作成・公表し、パブリックコメントを経て、平成27年4月以降、指針の改定・公表を行う予定」としているとのことで、被差別当事者の立場から「提言」の問題点について下記の点を要望しますので、「指針素案」の策定にあたって要望をとりいれていただけますよう、よろしくお取扱いいただけますようお願い申し上げます。

記

1. 「東京都における人権状況」について

- ①「人権指針」の見直しは、都内に差別の現実があるからであり、オリンピック・パラリンピックが開催されるからではありません。従って、ヘイトスピーチだけではなく都内の差別の現実について、いくつかの事例を示し、東京都が解決すべき現実を明確にされたい。
- ②「ヘイトスピーチに社会的関心が集まっている」という記述がありますが、「関心が集まっている」という傍観的な書き方ではなく、「関心が集まっており、早急な解決が求められている」等東京都としての態度を明確にされたい。
- ③「特定の民族や国籍の人々を排斥し、差別意識を生じさせることになりかねない」というヘイトスピーチの説明は、ヘイトスピーチそのものの説明になっていません。ヘイトスピーチは国際人権条約上でも差別犯罪と規定されていることを明確にされたい。
- ④「国際社会からこれまで以上に人権尊重の理念の実現が求められているという状況もある」という記述は、説明不足であり、東京都の態度が明確になっていません。「～求められており、国際人権基準や国連からの勧告を厳守しなければならない」等「国際社会からの求め」に応じて都として具体的に何をしなければならないか明確にされたい。

2. 「人権施策の基本的な考え方」について

①基本理念の第1にあげられている「人間としての存在や尊厳が尊重され、思いやりに満ちた東京」の「思いやり」という言葉は社会的に「同情・憐み」という意味をなし、被差別当事者の尊厳を踏みにじる言葉であり「思いやり」という言葉を削除するか、「互いに友愛の精神」に書き改められたい。

②「施策展開にあたっての考え方」の「①助け合い・思いやりの心の醸成」において、「一人ひとりが、社会的弱者等支援が必要な人々に対する理解を深め」について、被差別当事者のエンパワーメント原則を理解しない時代遅れの考え方であり、このような一文が今後東京都において啓発や研修に使用される悪影響を考えれば、この一文は削除されたい。差別の問題は、私たちが「弱者」であるという問題ではなく、「差別を生み出す社会関係構造」の問題であることを踏まえ、「都民一人一人が差別を許さない人権意識の醸成が必要である」とされたい。

③「公共性の視点」は、「公共」のためなら「人権」を制限するとも読めます。「公共」そのものが「人権」であり、「人権」を妨げる「公共的」なものは「公共」ではありません。従って、「公共」と「人権」を対立的に捉える書き方は改めていただきたい。

3. 「指針で取り上げる人権課題」について

①「(1) 人権課題の検証」における「A個人 B社会的関係 C国際的關係・民族等」の分類に関する「検討の概念図」及びその説明文は、「有識者懇談会」の合意を得ているとはいえ、一学識経験者の「私的」な「検証」であり、「人権指針」といった公文書で掲載する内容ではないと思います。従って、「(1) 人権課題の検証」は全文削除されたい。寧ろ、「有識者懇」が実施した被差別当事者団体等からのヒアリングの内容を掲載し、一つ一つの人権課題の現状と課題を検証すべきであると思います。「提言」のこの部分が「指針」となり今後啓発、教育、研修等で使用されることになると、混乱を招くとともに相当な悪影響になりかねないと思います。

②「性的マイノリティ」「路上生活者」を独立課題としてあげられていることは成果だと思いますが、「外国人」「HIV 感染者等」「親子関係・戸籍等・人身売買」等で複数の人権課題を括るのは、結局、独立した人権課題を軽視してしまことになります。歴史性と現実を踏まえ、以下の課題を独立課題とされたい。

- 在日韓国・朝鮮人に対する差別と人権侵害
- 移住労働者に対する差別と人権侵害

○ハンセン病回復者に対する差別と人権侵害

○婚外子に対する差別と人権課題

○児童ポルノ勧誘被害という人権課題

○その他の人権課題においても、当事者の意見を十分に聞き取り、差別の現実と歴史性を踏まえ独立課題として各人権課題をとりあげられたい。

③「(2) 人権課題」において、「新たに『親子関係・国籍』、『人身売買』を複数課題に加えた」とあるが、ここに【検討の概念図】では記載されている「戸籍」を追加されたい。また、列挙されている人権課題の「刑を終えて出所した人をはじめ、個人情報の流出やプライバシー侵害、親子関係・国籍、人身売買等」に「戸籍」を追加されたい。

④【検討の概念図】で記載されている「ヘイトスピーチ」「宗教」を「(2) 人権課題」に追加されたい。

⑤「(2) 人権課題」において、「ハラスメント」があげられていますが、「ドメスティックバイオレンス(DV)」を追加されたい。

夫婦など、親密な関係における暴力は、DVと言われ、女性の課題に入れられていますが、婚姻関係にもなく、同居もしていない交際相手からの暴力(デートDV)はDVの定義からは除外されています。平成25年に実施された東京都の若者を対象にしたデートDVに関する調査では、デートDVの被害経験がある人は37.4%、加害経験がある人は29.0%存在するということが明らかになっております。デートDVに対する対策を優先課題とすることを希望します。また、近年、セクシュアル・マイノリティの問題が取り上げられておりますが、DV・デートDVは異性間のみの暴力を指すものでなく、同性間の親密な関係での暴力は相談先も少なく、深刻な問題となっております。

また、社会には、DV・デートDVだけでなく、あらゆる暴力が蔓延しております。ハラスメントという軽微な表現では、新たな差別が生まれてしまう可能性が高いと感じております。被害者の視点に立てばその後の。人生に大きな悪影響を与える被害には変わりありません。相手を傷つける行為は、身体的なものだけではなく、精神的な暴力や言葉での暴力等もすべて暴力だと明言し、対策を打ち出してください。その際には、当事者団体からのヒアリングを必ず行ってください。

4. 「施策の進め方」について

①3つの観点として「啓発・教育」「救済・相談」「支援・連携」があげられていますが、「旧・指針」では、「救済・保護」「啓発・教育」「支援・助成」でした。なぜ「保護」「助成」が「相談」「連携」になったか「提言」には書かれていませんが、少なくとも「保護」「助成」

を削除すべきではありません。「規制（差別禁止）・救済・保護・相談」「啓発・教育・研修」「支援・助成・連携」として、様々な制度改革も含めた総合的な人権政策を推進されたい。

②行政自身による差別の現実を重視し、3つの観点を4つの観点とし、行政内部の差別や人権侵害（下記参照）を含めた「チェック機関」を設置することを明記されたい。

＜行政による差別事例＞

○東京都は、北は北海道、南は九州まで障害者を都外の施設に今も送り続けています。精神障害者に対する新規措置入院は人口比で最低の県の17倍もあります。精神病院の偏在により、精神科救急で措置となると、東部から青梅八王子の精神病院に送られ、家族などの面会や、退院に向けての活動が困難となってしまう例も多くなっています。これら、二つの地域からの排除については長年指摘され続けてきたにもかかわらずなんらの解決策も示されていません。

○東京都による朝鮮学校への「私立外国人学校運営費補助金」の不支給（2010年度～現在）は、国際人権基準や日本が批准している「人種差別撤廃条約」違反であり明らかに行政による差別であるといえます。

○東京都が主催する部落問題研修やあるいは「合同面接会（就職支援事業）」において、部落差別を助長するような研修が実施されていたり、就職差別を助長する事業が実施されていたりしていました。

○東京都渋谷区は、2014年12月26日から2015年1月3日まで、渋谷駅周辺の3つの公園を終日閉鎖しました。同区の緑と水・公園課は野宿者支援団体による年末年始の炊き出しを実施させないために公園を封鎖したことを認めました。

③「（2）民間団体、国、他自治体との連携」において、連携の相手として、被差別当事者団体が明確にされていません。「その他の民間団体との連携」において「さらに人権侵害を受けた人々等が、人権問題に対処するため様々な活動を行っており、人権が尊重された地域社会の実現に大きく寄与している。東京都は、関係者のニーズを把握し、今後も、様々な主体との連携を進めていく必要がある」と書かれていますが、「その他の民間団体」という位置付けではなく、最も連携すべき相手として「被差別当事者団体との連携」を第1に独立項目として位置づけられたい。

5. その他

①「提言」では、「事業相互の関係性やその事業の必要性、効率性等も考慮し、不断の見直しを行っていくことが求められる。」とある。この「見直し」が「指針」の後退にならないよう、学識経験者と被差別当事者団体による「人権政策審議会」を設置し、東京都の人権政策に常に意見表明できる正式な「機関」を設置されたい。

おわりに

「国際都市に相応しい」という限り、「人権指針」の英語版等が策定されることと思いますが、東京の差別の現実を解決し、国際人権基準に合致した世界に誇れる「人権指針」になるよう、私たちの要望を反映していただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上

【人権ネットワーク・東京 団体名 24 団体 5 個人】

首都圏に居住するアイヌ民族 レラの会
チャシ アン カラの会
I 女性会議東京都本部
一般社団法人 全国女性相談研究会
エープラス（DV被害当事者団体）
NPO 法人動くゲイとレズビアンの会（アカー）
レインボー・アクション
在日韓国民民主統一連合東京本部
在日韓国民民主女性会
在日韓国青年同盟東京本部
在日本朝鮮人東京人権協会
移住労働者と連帯する全国ネットワーク
全国障害者解放運動連絡会議関東ブロック
障害者の生活保障を要求する連絡会議（障害連）
障害児を普通学校へ・全国連絡会
NPO 法人自立生活センター・立川
NPO 法人自立生活センター・HANDS 世田谷
全国「精神病」者集団 東京
全国ピアサポートネットワーク
NPO 法人ホームレス資料センター
認定 NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい
部落解放同盟東京都連合会
ハンセン病首都圏市民の会
なくそう戸籍と婚外子差別・交流会
伊藤久雄（社団法人東京自治研究センター）
上村英明（恵泉女学園大学教授・市民外交センター代表）

鐘ヶ江晴彦（専修大学文学部教授・東日本部落解放研究所理事長）

富永哲雄（大阪市立大学文学研究科地理学教室 博士後期課程）

吉田勉（東日本部落解放研究所事務局長）

（連絡先・事務局）

東京都台東区今戸 2-8-5 東京解放会館

部落解放同盟東京都連合会 近藤登志一

TEL 03-3874-7311 FAX 03-3874-7313

bllkondo@yahoo.co.jp